

総合事業

総合事業（＝介護予防・日常生活支援総合事業）は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域社会全体で介護予防を支援する取組みです。

また、介護保険の「要支援」と「非該当」の間を行き来するような状態においても、切れ目のないサービスの提供が可能となっています。

■使えるサービスと対象者

何らかの支援を必要とする65歳以上の高齢者で、かつ下記の表に該当する人

| 受けられるサービス | | 数値1・2 | 基本チェックリスト | | |
|-----------|-------------------------------------|-------|-----------|----|-----|
| | | | 事業対象者 | 該当 | 非該当 |
| 予防給付 | ■介護予防サービス 通所リハビリ、 短期入所、福祉用具貸与 | ○ | × | × | × |
| | ■地域密着型サービス 小規模多機能居宅介護、グループホーム | | | | |
| 総合事業 | ■介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス、通所型サービス | ○ | ○ | ○ | × |
| | ■一般介護予防事業 元氣いきいき教室 | × | × | ○ | △ |

○：利用可 ×：利用不可 △：必要と認められた場合は利用可

■支援の流れ

